

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年3月 10 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500866 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500098 号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 28 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 48 年 \* 月から昭和 49 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

請求期間当時、私の亡くなった両親が営んでいた先祖代々の商売の状況は好調であり、父は大部分の国民年金保険料を納付し、母は、特例納付の制度を利用しながらも保険料を完納している。私の保険料については、母が納付してくれており、未納の記録は何かの間違いだと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②については、3 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、オンライン記録によれば、昭和 49 年 4 月以降、60 歳になるまでの約 38 年間の国民年金加入期間の保険料は、請求期間②を除き全て納付済みである。

また、請求者の両親の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 2 月に夫婦連番で払い出され、請求者の父親は、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 6 月までの 15 か月を除き国民年金保険料を全て納付しており、請求者の母親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、請求者の記号番号は、前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 50 年 8 月頃に払い出されたことが推認できることから、請求期間①のうち昭和 48 年 \* 月から同年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。また、請求者の父親は、前述のとおり昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 6 までの保

険料が未納である。

そのほか、請求期間①の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1501300 号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500285 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 6 月 25 日は 60 万円、同年 12 月 25 日は 48 万 9,000 円、平成 23 年 6 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 47 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 23 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 23 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 56 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 22 年 6 月 25 日  
② 平成 22 年 12 月 25 日  
③ 平成 23 年 6 月 25 日  
④ 平成 23 年 12 月 25 日

A社から支給された賞与について、請求期間①から④までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から④までに係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①から④までに係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成 22 年 6 月 25 日は 60 万円、同年 12 月 25 日は 48 万 9,000 円、平成 23 年 6 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 47 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 28 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1501301 号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500286 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 6 月 25 日は 70 万円、同年 12 月 25 日は 56 万 4,000 円、平成 23 年 6 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 47 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 23 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 23 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 54 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 22 年 6 月 25 日  
② 平成 22 年 12 月 25 日  
③ 平成 23 年 6 月 25 日  
④ 平成 23 年 12 月 25 日

A社から支給された賞与について、請求期間①から④までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から④までに係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①から④までに係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成 22 年 6 月 25 日は 70 万円、同年 12 月 25 日は 56 万 4,000 円、平成 23 年 6 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 47 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 28 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1501302 号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500287 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 6 月 25 日は 70 万円、同年 12 月 25 日は 51 万 1,000 円、平成 23 年 6 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 47 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 23 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 6 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 23 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 51 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 22 年 6 月 25 日  
② 平成 22 年 12 月 25 日  
③ 平成 23 年 6 月 25 日  
④ 平成 23 年 12 月 25 日

A社から支給された賞与について、請求期間①から④までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から④までに係る賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①から④までに係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成 22 年 6 月 25 日は 70 万円、同年 12 月 25 日は 51 万 1,000 円、平成 23 年 6 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 47 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 7 月 28 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501084 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500099 号

## 第1 結論

昭和 38 年＊月から昭和 50 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 18 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年＊月から昭和 50 年 9 月まで

請求期間については、亡くなった母が、私が 20 歳になった昭和 38 年＊月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 52 年 12 月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、請求期間前から昭和 59 年 7 月まで同一住所に居住していたことが戸籍の附票により確認できることから、請求者に対し、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 52 年 12 月頃に初めて行われたと考えられ、昭和 38 年＊月頃に請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501044 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500100 号

## 第1 結論

昭和 50 年 4 月から昭和 53 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 25 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 4 月から昭和 53 年 12 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料の納付時期に関する記憶は明確ではないものの、日本年金機構の納付記録では昭和 54 年 1 月から国民年金保険料が納付済みとされていることから、その前月である昭和 53 年 12 月頃に、当時居住していた市の出張所でまとめて 1 回で納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 12 月頃に、当時居住していた市の出張所で、請求期間の国民年金保険料をまとめて 1 回で納付したと主張しているが、この国民年金保険料の納付時期について、請求者は、現在の納付記録から推測して昭和 53 年 12 月頃としたが、必ずしも当時の記憶に基づくものではないと陳述している。

また、昭和 53 年 12 月は、第 3 回特例納付の実施期間中（昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）であり、請求者の主張どおり、昭和 53 年 12 月頃に請求期間の国民年金保険料をまとめて 1 回で納付するには、特例納付制度を利用するほかないが、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付額に関する記憶が明確でない上、前述のとおり、納付時期に関しても必ずしも当時の記憶に基づくものではないことを踏まえると、請求者が請求期間の国民年金保険料を特例納付したと推認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500877 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500101 号

## 第1 結論

昭和 56 年＊月から昭和 60 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 36 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 56 年＊月から昭和 60 年 9 月まで

請求期間の国民年金保険料は母親が納付し、私が A 市に転居した時（昭和 62 年 4 月）に、後で必要になるとと言われて、請求期間の領収書を母親と 1 枚ずつ確認し、領収書の入った袋を手渡された。

A 社会保険事務所（現在は、A 年金事務所）から平成 13 年 12 月 11 日付けの被保険者記録照会回答票が送付された際に、請求期間の国民年金保険料が未納であることが分かったので、社会保険事務所に問合せをしたところ、領収書があれば送るように指示を受け、4 年分の領収書 48 枚を郵送した。その後、数回 A 社会保険事務所に確認の電話をしたが具体的な回答はなかった。請求期間の領収書は既に A 社会保険事務所に郵送しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から平成 6 年 10 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の記号番号を確認することはできないことから、請求者の国民年金の加入手続は、請求者が A 市に居住していた平成 6 年 10 月頃に行われたと考えられ、当該記号番号の払出時点では、時効により請求期間の国民年金保険料を納付することはできないことから、請求期間に居住していた B 市において加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が請求期間の領収書を郵送したとする A 年金事務所は、請求期間当時、領収書の提出（送付）により記録の確認を行い、記録の訂正をすることはあったと思う旨回答しているが、請求者から領収書が送られたことや、問合せがあったことについては、確認できないと

している。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501083 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500288 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（後に、B社。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 6 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から昭和 33 年 6 月 20 日まで

前回、A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成 27 年 9 月 3 日付けの通知を受け取った。

しかし、新たな資料はないが、私は請求期間にA社に正社員として勤務しており、記録がないのは、行政機関における記録管理に問題があったことに起因するので、再度審議の上、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、A社の複数の元従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間に同社において同社に関連する業務を行っていたことはうかがえるが、①同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は連絡先不明のため、請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができないこと、②C社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答していること、③請求者の雇用保険の資格取得日（昭和 33 年 6 月 21 日）が厚生年金保険の資格取得日と同一であること、④A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 33 年 6 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる 28 人について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は請求者と同様に記録されており、被保険者名簿及び払出簿において遡って記録が訂正されているなど不自然な点は見当たらないことなどから、既に平成 27 年 9 月 3 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間にA社に正社員として勤務し健康保険被保険者証が交付されていた旨及び記録がないのは、行政機関における記録管理に問題があったことに起因する旨主張し、自身が記憶している同僚の名前を挙げ、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、今回請求者が名前を挙げた同僚に新たに調査対象となる同僚は含まれていない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に係る健康保険の番号欄に欠番がないことから、請求期間に請求者に対し健康保険被保険者証が交付されたことは確認できない。

また、上記名簿において請求者の被保険者資格取得年月日は昭和33年6月21日と記録されており、請求期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料等の提出もないことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。